



社援協発0930第1号
令和元年9月30日

各都道府県

消費生活協同組合主管部（局）長 殿

厚生労働省社会・援護局地域福祉課

消費生活協同組合業務室長

(公印省略)

消費生活協同組合法施行規則の一部改正について

今般、消費生活協同組合法施行規則の一部を改正する省令（令和元年厚生労働省令第60号）が公布されたところであるが、その主な内容は下記のとおりであるので、御了知の上、貴管内の消費生活協同組合及び消費生活協同組合連合会（以下「組合」という。）に対し、周知徹底を図るとともに、適切な指導を行い、本省令の円滑な施行について特段の御配慮をお願いする。

なお、この通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定による技術的助言である。

記

第一 改正の趣旨及び内容

1 改正の趣旨

（1）消費生活協同組合法施行規則（昭和23年大蔵省令、法務庁令、厚生省令、農林省令第1号。以下「規則」という。）で定める、上限金利の適用上、利息とみなされない「債務者が金銭の受領又は弁済のために利用する現金自動支払機その他機械の利用料の額」については、消費税率等相当額を含むと規定されている。令和元年10月1日に消費税率が引き上げられることに伴い、規則第51条第3項において規定する「現金自動支払機その他の機械の利用料の額」について所要の改正を行う。

(2) 企業会計基準委員会は、平成30年3月に「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号)等を公表した。消費生活協同組合法(昭和23年法律第200号。以下「法」という。)第51条の3において、組合の会計は一般に公正妥当と認められる会計の慣行に従うものとされており、組合における会計基準についてもこれに準拠する必要があることから、規則について所要の改正を行う。

2 改正の内容

(1) 規則第51条第3項第3号で定める上限金利の適用上利息とみなされない「現金自動支払機その他の機械の利用料の額」については、消費税額等相当分を含むと規定されていることから、消費税額引上げ相当分(10% - 8% = 2%)を以下のとおり加算する。

- ・1万円以下の額 $108\text{円} \div 1.08 \times 1.10 = 110\text{円}$
- ・1万円以上の額 $216\text{円} \div 1.08 \times 1.10 = 220\text{円}$

(2) 規則第109条第1項に注記の区分として新たに「収益認識に関する注記」を追加するとともに、第120条の2を新設し、収益認識に関する注記として掲げる事項を「収益認識に関する会計基準」を踏まえ規定するとともに、規則第149条第2項第1号について、「収益認識に関する会計基準」において、返品調整引当金等の計上が認められないものとされたことに伴う所要の改正を行う。

第二 公布日等

(1) 公布日

令和元年9月30日

(2) 施行期日

令和元年10月1日

(3) 経過措置

この省令による改正後の消費生活協同組合法施行規則(以下、「新規則」という。)第82条、第109条、120条、第120条の2及び149条の規定は、令和3年4月1日以後に開始する事業年度に係る会計帳簿、決算関係書類及び連結決算関係書類について適用し、同日前に開始する事業年度に係るものについては、なお従前の例による。ただし、この省令の施行の日から令和4年3月31日までの間に終了する事業年度に係るものについては、新規則の規定を適用することができる。

以上